浦安市立入船小学校　いじめ防止基本方針

令和5年4月作成

1　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1)基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育んでいく。

(2)学校及び職員の責務

① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。

② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で解消に努めるとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(2)基本施策

①いじめ対策としての予防

ア　いじめについての共通理解

児童に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

違いを受け入れ、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ　自己有用感や自己肯定感を育む→居場所づくり、絆づくり

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場の設定や、お互いを認め合える場の設定を行う。

エ　児童がいじめについて学び、取組む→「いのちを大切にするキャンペーン」の活用

児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

②いじめの早期発見のための措置

ア　日常的な観察

・休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。

・SLCによる巡回教室訪問等、多くの教員の目で見守る体制を設ける。
・児童育成クラブや中学校区での情報交換の機会を設ける。

イ　教育相談の充実（実施時期6月及び必要に応じて適宜）
・保護者対象の個人面談の機会を活用する。児童対象の教育相談週間（6月26日～30日）の設定により、悩みを聞く機会を設ける。
・児童対象の教育相談の充実を図る。

ウ　相談窓口の周知
・保健室やスクールライフカウンセラー等による相談室（フレンドルーム）の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。

エ　アンケートによる調査・・・年4回程度（いじめアンケート1回含む）

（3）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導部会の中に設置し、全職員で協議及び情報の共有を行う。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

（4）組織的ないじめ対応の流れ

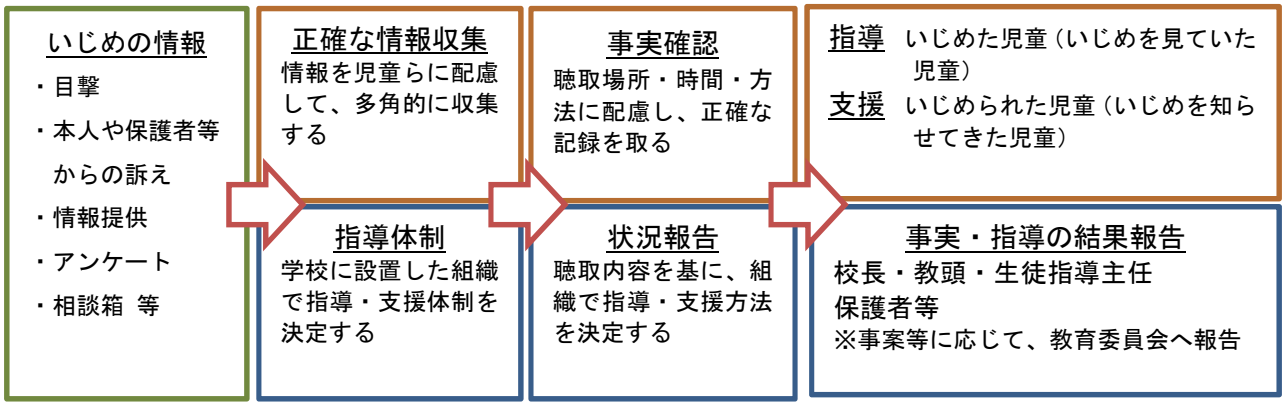

3　学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促さるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

（1）いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。

（2）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。